

報告事項エ

船上山少年自然の家・大山青年の家 運営委員会の設置について

船上山少年自然の家・大山青年の家 運営委員会の設置について、別紙のとおり報告します。

平成25年5月22日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

# 船上山少年自然の家・大山青年の家 運営委員会の設置について

家庭・地域教育課

## 1 委員会設置の目的

「鳥取県立船上山少年自然の家」及び「鳥取県立大山青年の家」について、青少年社会教育施設としての一層の充実と利用促進を図るため、学識経験者、民間、学校、市町村等の代表からなる運営委員会を設置し、平成24年度の事業棚卸しの内容を踏まえながら、施設の運営や事業内容について検討する。

## 2 委員の構成

船上山少年自然の家 運営委員会		大山青年の家 運営委員会	
氏名	役職等	氏名	役職等
高橋 義博	倉吉市子ども会育成連絡協議会長	西林 いずみ	県子ども会育成連絡協議会理事(米子市)
重信 眞也	三朝南小学校校長(東伯郡小学校長会)	森谷 哲郎	南部町立会見小学校校長(西伯郡小学校長会)
小谷 次雄	県公民館連合会長	前田 義機	青少年育成鳥取県民会議委員 (青少年育成推進指導員(大山町))
上田 啓悟	赤碕ダイハツ有限会社専務	伊澤 大介	有限会社森の国 社長
川部 洋	NPO法人明倫NEXT100 理事長	秦野 博行	一般社団法人米子青年会議所 まちづくり青少年委員会委員長
桑本 圭二	一般財団法人倉吉市教育振興事業団 理事長	杉原 弘一郎	一般財団法人米子市文化財団理事長
川口 有美子	鳥取環境大学環境学部環境学科講師	藤田 耕一	島根大学教育学部附属教育支援センター准教授
小林 克美	琴浦町教育委員会教育長	山根 浩	大山町教育委員会教育長

## 3 今後の予定

- ・ 5月下旬：(第1回) 施設の概要等説明と論点整理
- ・ 7月：(第2回) 論点に基づいて、施設のあり方を議論
- ・ 9月：(第3回) 施設のあり方に関して、委員会としての意見をとりまとめ

平成24年度事業棚卸しの結果について  
(船上山少年自然の家事業・大山青年の家事業)

家庭・地域教育課

1 事業棚卸しの概要

(1) 事業棚卸しとは

県の事業について、県民（公募委員）、有識者で構成する委員が、目的が達成されているかどうかや事業主体がどうあるべきかなどについて議論し、より効果的かつ適切な事業実施等に向けた今後の方向性を事業担当職員と一緒に考えていくもの。

平成22年度から実施し、予算編成に活用されている。

(2) 平成24年度事業棚卸し対象事業

トータルコスト5千万円以上で県民視点で点検を期待する事業のうち事業棚卸し評価者が選択した事業

※船上山少年自然の家、大山青年の家事業が対象となった理由

- ・ 県直営のメリットが不明瞭。他都道府県では民間への委託が主流。
- ・ 県直営、指定管理のメリット・デメリットを明らかにする必要がある。

(3) 評価の方法

○3つの視点ごとに評価を行い、その方向性を基に最終的な評価結果をとりまとめる。

- ・ 必要性
- ・ 効果性（手段・手法の妥当性）
- ・ 実施主体（最適な実施主体）

○評価委員5人が1つの視点につき3点満点で評価し、それぞれの視点ごとに平均点を算出。最も平均点の低いものを基準とする。

- ・ 現状どおり（拡充を含む） 2. 5点以上～3点
- ・ 改善継続（民間委託等の実施手法の変更を含む） 1. 5点以上～2. 5点未満
- ・ 廃止（県以外への実施主体の変更を含む） 1. 5点未満

2 事業棚卸しの結果（詳細は別紙のとおり）

(1) 実施日 平成24年9月1日（土）（平成24年8月9日（木）事前説明）

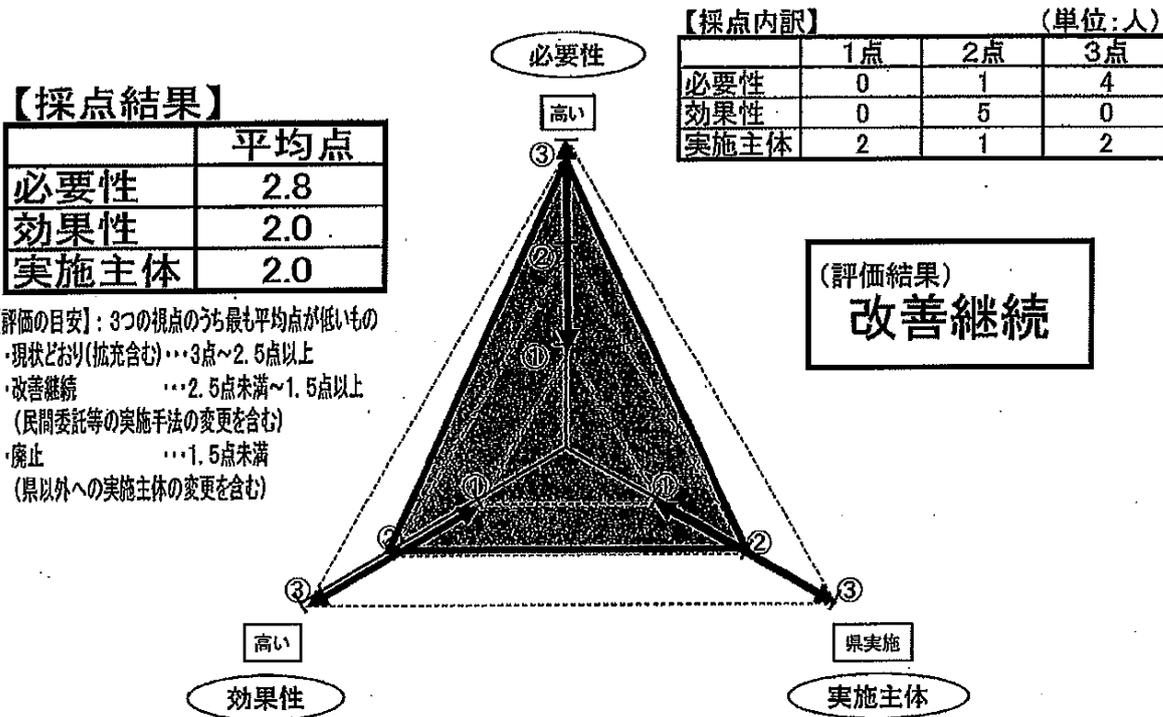
(2) 評価結果 改善継続

(3) 評価者のコメント

- ・ すべてを県直営でやるべきか否かは常に検討して頂きたい。利用料は県民か否かで差を設けるべき。
- ・ 民間のノウハウ・スキルを入れるべき。外部の意見を取り入れ反映させるべき。
- ・ 利用料（一般利用・県外利用者の場合）の改定が望まれる。県の税金が使われている意識を持って設定すべき。県直営でよいが、外部の専門家、評価を入れたほうが良い。また、グリーンツーリズムなど他の活動との兼ね合いも考慮すべきではないかと思う。

## 事業棚卸し評価結果集計表

事業番号	B9②	事業名	社会教育施設の運営について②(船上山少年自然の家運営費)
事業番号	B9①	事業名	社会教育施設の運営について①(大山青年の家運営費)



【評価の目安】: 3つの視点のうち最も平均点が低いもの  
 ・現状どおり(拡充含む)・・・3点~2.5点以上  
 ・改善継続・・・2.5点未満~1.5点以上  
 (民間委託等の実施手法の変更を含む)  
 ・廃止・・・1.5点未満  
 (県以外への実施主体の変更を含む)

### 【総括】

- ・社会教育施設なのか、生涯教育施設なのかを明確にした上で、指定管理制度の導入を含めて、運営のあり方を抜本的に検討すべきである。
- ・可能なものは個別メニュー事業ごとに委託すべきであるし、料金についても県内外利用者別などの設定を検討すべきである。

### 【評価の視点】

- (1) 必要性
  - ・目的を達成するために必要か、そもそも事業の目的に妥当性があるか。
  - ・サービス受給者の自助努力・自己負担により実施することはできないか。
  - ・ニーズや時代の変化により、事業の役割が小さくなってはいないか。 等
- (2) 効果性(手段・手法の妥当性)
  - ・事業の一部(全部)について効果的な実施手法の見直しは必要ないか。
  - ・事業規模を見直す必要はないか。
  - ・事務の効率化ややり方を見直す必要はないか。 等
- (3) 実施主体(最適な実施主体)
  - ・最適な実施主体はどこか。
  - ・市町村や民間等と役割整理は必要ないか。
  - ・国・市町村又は民間で実施する方が効果的・効率的ではないか。 等